

## 公共用水域水質モニタリングの見直しについて

## ＜見直しの考え方＞

- ・ 琵琶湖の水質調査については、昭和 54 年度より、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、水資源機構琵琶湖開発総合管理所、滋賀県の 3 者が共同で実施している。
- ・ 直近では、琵琶湖の全層循環に係る深度別調査の実施など、従前の計画に基づく調査とは別に、追加的な調査も実施している。
- ・ 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の第 2 章 6. 水質保全のための規制その他の措置「(8) 公共用水域の水質監視」では、「琵琶湖および流域のモニタリングについて、より適切な水質監視の観点から、測定計画の改定を図るとともに、既存のモニタリングの具体的な改善を順次進めます。」と記載している。
- ・ 流域からの流入負荷削減による水質の改善状況を把握するためにモニタリングしてきたが、近年、気象条件の変化に伴う内部生産の影響や全層循環の不全等の状況の変化が見られている。
- ・ このような中、今後の水質モニタリングについては、調査開始当時から対策が進み、流入負荷が削減されていることや、予算やマンパワーが限られていることについても考慮する必要がある。
- ・ 具体的には、これまでの調査内容との継続性、調査船などの測定施設の合理化や経費の削減、調査コスト削減の観点について考慮する必要がある。
- ・ これらのことを踏まえ、琵琶湖および河川における公共用水域の測定計画について、効率的なモニタリング等の総合的な視点から、調査を実施している 3 者で測定地点の見直しを含めた検討を行い、今後、当部会でご意見を伺いながら見直しを進めていきたい。

## ＜今後のスケジュール＞

- ・ 令和元年 11 月～12 月頃  
第 2 回 環境審議会水・土壌・大気部会を開催  
議題予定：公共用水域モニタリングの見直し状況について
- ・ 令和 2 年 3 月頃  
第 3 回 環境審議会水・土壌・大気部会を開催  
議題予定：令和 2 年度の公共用水域測定計画の策定等について